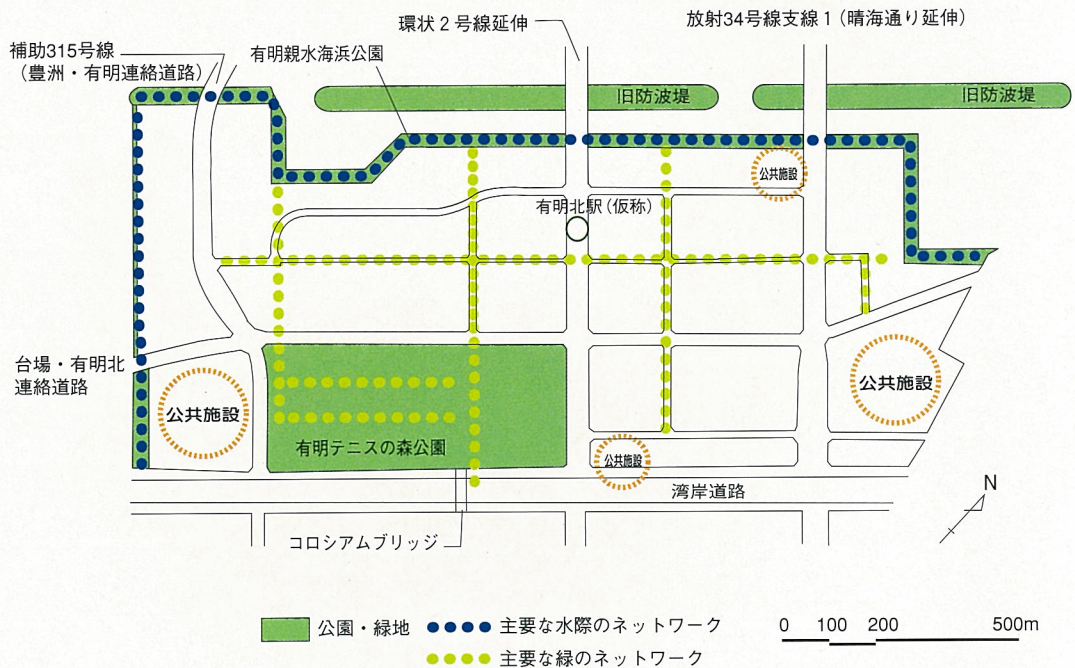


# Ⅲ 水と緑のネットワーク

## 1 水と緑のネットワークの形成

有明テニスの森公園、有明親水海浜公園、近隣公園等を結び、水と緑のネットワークを形成する。

### ●水と緑のネットワーク（概念図）



## 2 水域施設の整備

### (1) 水域利用

有明北地区の開発に当たっては、周囲を取り巻く水域や水際を適切に活用することにより、快適で個性のある質の高い空間とする。

### (2) 水際線の整備

有明北地区の水際線には、前面水域の利用と背後の土地利用との整合を図りながら、次のような施設の整備を検討する。



① 海上バス等の発着施設

臨海部や河川の主要地点を結ぶ海上バス等の発着施設の導入を検討する。

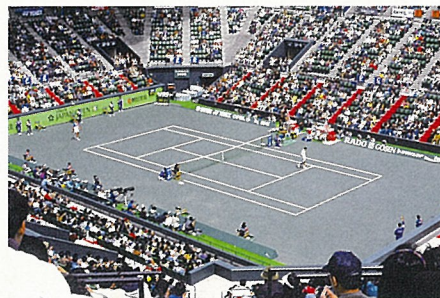
② 水域レクリエーション施設

水際線には、人が水と親しむための施設として、前面の水域を利用したスポーツ・レクリエーションの場とする。また、その背後に立地する住宅や商業と共存できるように配慮する。

### 3 公園・緑地の整備

地区内の公園・緑地は、東京都の「緑のマスタープラン改定基本方針」等を踏まえ整備を行うものとする。

また、新たに整備される防潮護岸を、親水性に配慮した海上公園として整備するほか、街区の開発のなかで、公開空地などの準公共的な空地の整備を計画的に進める。



有明テニスの森公園（有明コロシアム）

#### ●公園・緑地の整備計画

		面積 (ha)	
		陸域	水域
既設	有明テニスの森公園	16.5	-
新設	有明親水海浜公園	10.9	21.3
	有明北その1 緑道公園	0.8	-
	有明北その2 緑道公園	1.8	-

#### (1) 有明親水海浜公園

東京港の歴史的な構築物である「旧防波堤」を良好に保全するとともに、自然に親しめる磯浜や砂浜などを備えた多様な水辺空間として整備する。水際線には、近自然型ブロックを取り付け、カニ等の水生生物に優しい環境を創出するとともに、干潟機能を備えた汐入りを配置していく。

#### (2) 緑道公園

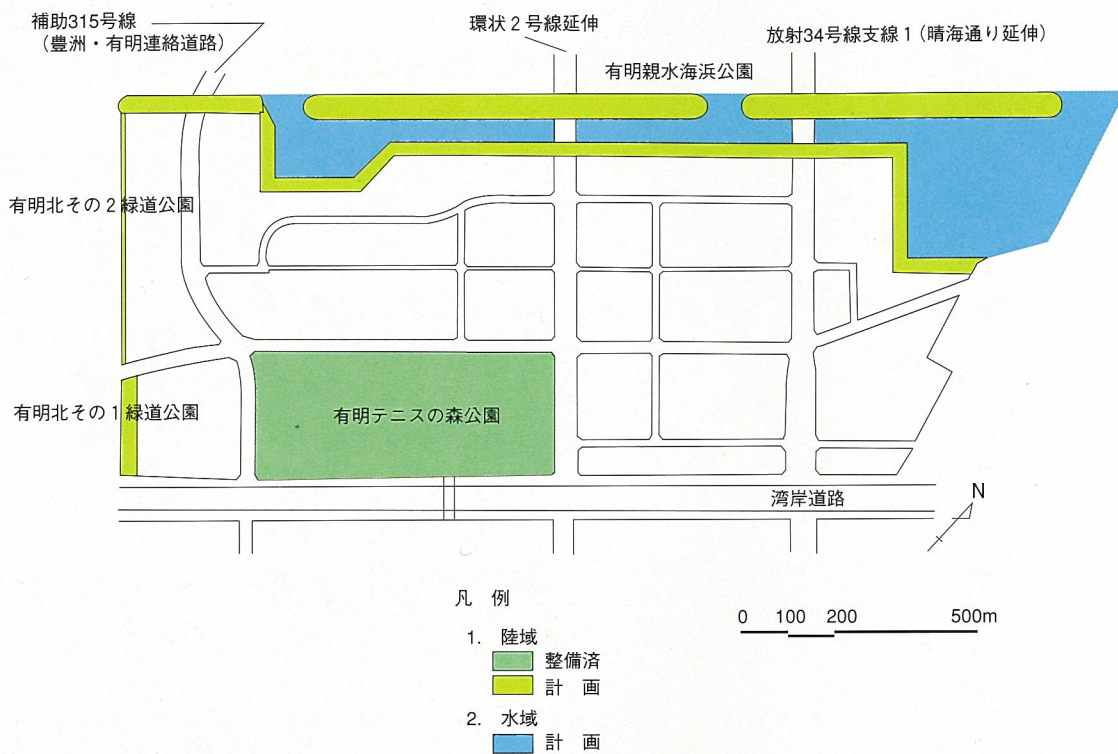
公園や水辺空間を相互に結ぶ緑道公園等を整備する。



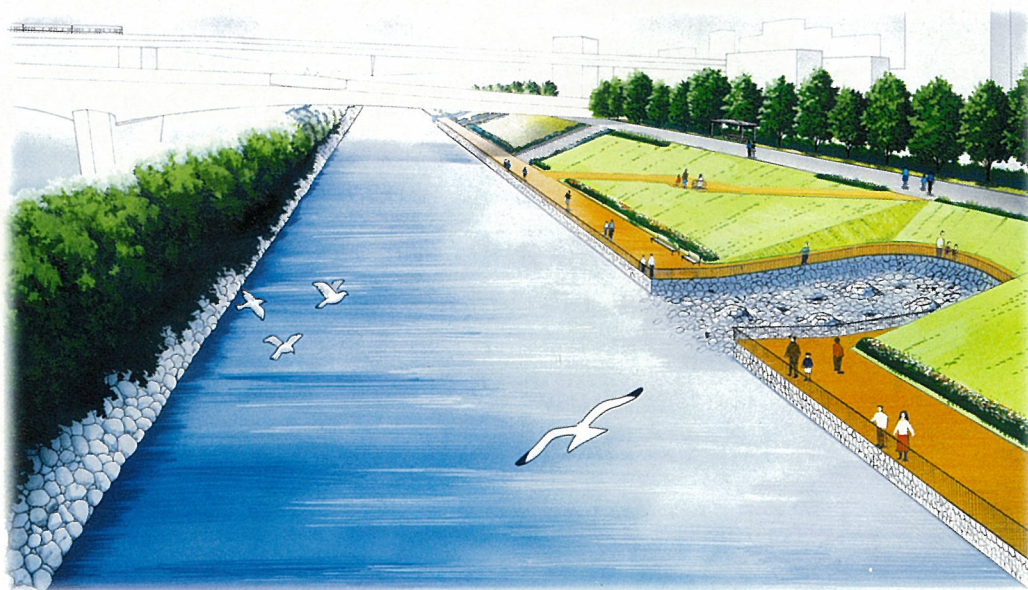
### (3) 近隣公園等

開発の進展や必要に応じて、既設の大規模公園や他の水辺空間の配置と整合のとれた、近隣公園や街区の公園を配置する。

#### ●公園・緑地整備計画図



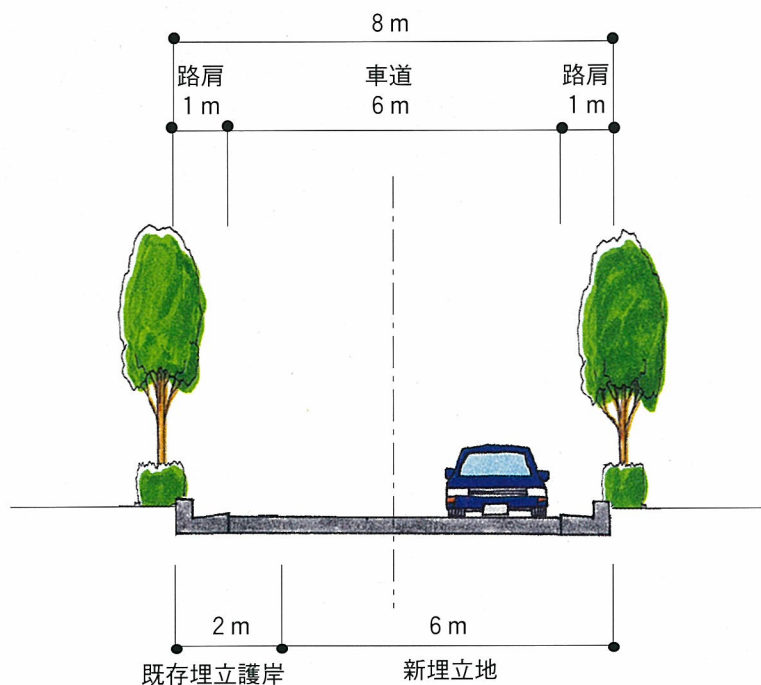
有明親水海浜公園イメージ図



## 4 歩行者空間の整備

歩行者の安全性、利便性、快適性、街の一体性の確保などに配慮して、歩行者空間のネットワークの形成を図る。

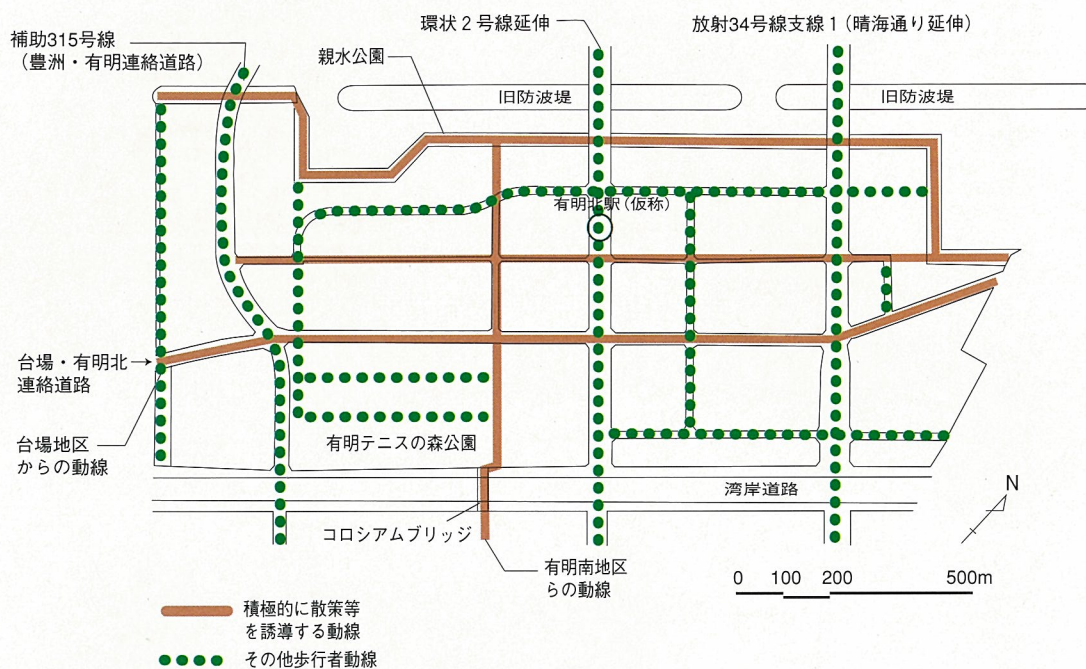
### ●にぎわいロード断面（概念図）



- ① 地区の歩行者空間のネットワークの基幹は、「シンボルロード」「にぎわいロード」「快適ロード」とする。プラザ、アトリウム等や、それらを結ぶ緑道・歩行者道等を、各街区の特性に応じて整備し、歩行者空間のネットワークを形成する。
- ② 広域幹線道路には、ゆとりある広幅員の歩道を整備する。
- ③ 水際線に沿って設けられる親水緑地は、連続した快適な歩行者空間として整備する。
- ④ 建築物等の壁面の位置を後退した部分は、歩道と一体的な歩行者空間として整備するよう誘導する。



## ●歩行者のネットワーク（概念図）



## 5 その他

### (1) 道路の緑化

歩道の植樹帯などは、高木等により緑化し、のびのびと育成させる。

### (2) 宅地内緑地

- ① 宅地内には、今後策定することになるガイドラインにより、他の緑地や水辺空間の配置と整合させ、緑地を設けるよう誘導する。
- ② 建築物の屋上についても、可能な限り緑化に努める。
- ③ 公共施設の敷地については、積極的に緑化を進める。

### (3) 準公共的な空地

公開空地などの準公共的な空地は、開発単位ごとにまとまりのある緑地空間として機能するよう配慮する。